

(別紙 8-2)

**蒲郡市民病院新棟等整備工事
蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事
蒲郡市公共工事請負契約約款 特記事項 (案)**

第 1 条 発注者及び受注者は、既に以下の合意文書を締結済みである。

・令和〇年〇〇月〇〇日付

「蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事に関する基本協定書」

・令和〇年〇〇月〇〇日付

「蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事に関するパートナーシップ協定書」

・令和〇年〇〇月〇〇日付

「蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託契約書」(以下「技術協力業務委託契約書」という。)

・完成した実施設計の設計責任は、設計者が負う。しかしながら、上記の経緯から、受注者が施工予定者として提案し、発注者により採用された V E 提案を実施設計に反映させる等のため、受注者が確認申請上のその他の設計者となった場合については、受注者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。ただしその範囲は、技術協力業務委託契約書に定める責任の範囲内である。

第 2 条 本特記事項末尾記載の本プロポーザル公告時配布資料記載の事項のうち施工段階に該当する事項は、本契約内容に含まれるものとする。ただし、本プロポーザル公告時配布資料記載の事項のうち、その後、工事請負契約締結等により文書で合意した内容については、合意した内容が本プロポーザル公告時配布資料の内容より優先するものとする。

第 3 条 受注者が令和〇年〇〇月〇〇日付けで提出した技術提案書記載事項のうち施工段階に該当する事項は、本契約内容に含まれるものとする。また、原則として技術提案書記載の各事項の履行が完了した時点で履行報告書を提出する。ただし、本プロポーザル実施要項「第 5 技術提案書、V E 提案書及び V E 提案採用前概算見積書の提出 2 技術提案書、V E 提案書及び V E 提案採用前概算工事費見積書の作成 (4)蒲郡市内事業者の活用に関する提案」については、契約書の写し又は注文書・請書の写し、領収書の写し、貢献額・提案達成率の集計表、を含む報告書を四半期毎に提出するものとする。なお、

技術提案書記載事項のうち、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合の詳細な取扱いについては、「第13 その他 5 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項」による。これによりがたい場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者にて決定する。

第4条 各会計年度の支払いについては、「請負代金の支払いに関する特約条項（案）（別紙8-3）」のとおりとする。

第5条 文書の優先順位は本特記事項が最優先であり、蒲郡市公共工事請負契約約款より本特記事項が優先する。

（本プロポーザル公告時配布資料）

請負代金の支払いに関する特約条項(案)
蒲郡市公共工事請負契約約款

以上